

船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「船橋市感染症対策連携会議設置要綱」に基づき設置された、船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会（以下「専門部会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、感染症に関する医療提供体制について次の事項を所掌する。

- (1) 保健所設置市として策定する予防計画に関する事
- (2) その他、必要な事項に関する事

(組織)

第3条 専門部会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

(委員及び任期)

第4条 専門部会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が指名する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
 - (2) 感染症指定医療機関
 - (3) 感染症指定医療機関を除く市内医療機関
 - (4) 消防機関
 - (5) 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 部会長は、必要に応じて委員を招集し、議長となって議事を整理する。

- 2 部会長が不在の時は、副部会長が議長代理を務める。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、保健所健康危機対策課が行う。

(災害補償)

第7条 委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。